



改正

総重量 8トン以上の中型・大型トラックの

高速自動車国道での 法定最高速度

90km

広島県内では以下の山陽自動車道の区間が該当（令和6年3月現在）

①広島東IC～廿日市JCT ②福山西IC～岡山の県境



改正道路交通法施行令のポイント

令和6年4月1日から車両総重量8トン以上の中型・大型トラックの高速自動車国道における最高速度(法定)が現行の80kmから90kmに引き上げ

高速自動車国道の法定最高速度（自動車の種別別）

自動二輪車



乗用車



総重量8トン未満のトラック



変更なし

100km

総重量8トン以上の
中型・大型トラック



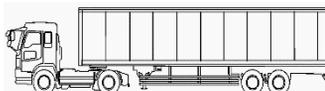
改正前

80km

改正後

90km

トレーラー



大型特殊自動車



他の車をけん引するとき、三輪の自動車

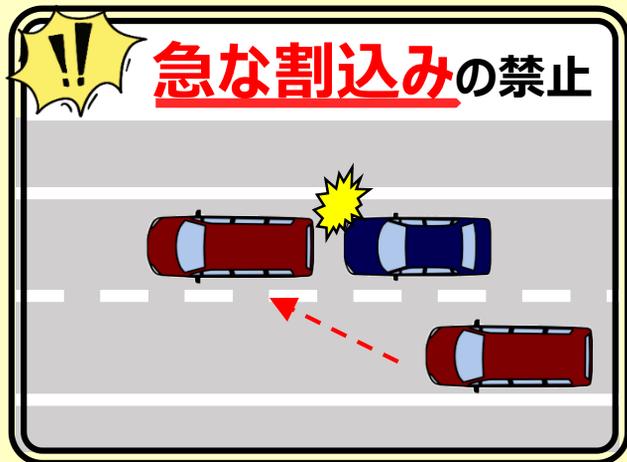
変更なし

80km



高速道路での注意点

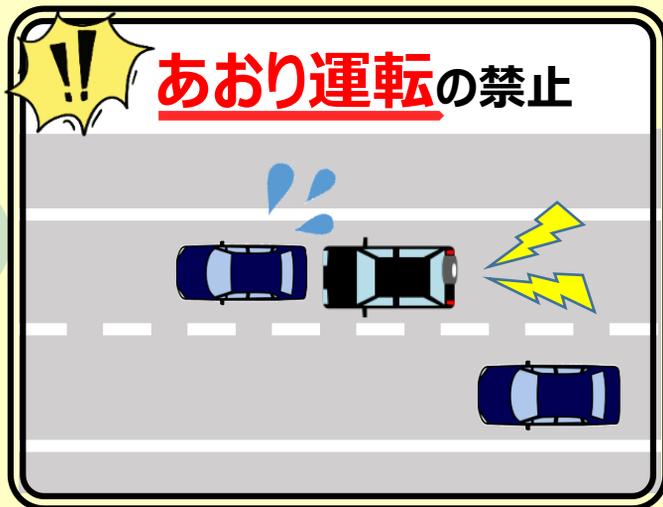
交通ルールを守り、安全で快適に高速道路を利用しましょう



急な割り込みは追突事故を誘発する大変危険な行為です。絶対にやめましょう。



車間距離を詰めて走る行為など、あおり運転と受け取られるような行為は交通事故や交通トラブルの原因になるのでやめましょう。



追越車線

走行車線

最も右側の車線は、前車を追い越すための車線です。前車を追い越した後も、そのまま追越車線を走り続けると「通行帯違反」になります。原則はキープレフト(左側車線走行)です。走行車線を走りましょう。

